

## 返還猶予制度について

財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団の高等学校奨学生及び高校育英奨学生の奨学金返還猶予制度において、下記のとおり改正がありましたのでお知らせいたします。詳細は、貸与終了時（または返還開始時）にお知らせいたします。

### 記

奨学金の返還が困難な場合、所定の手続を取ることにより返還の猶予が認められることがあります。平成24年度から平成26年度の新規採用者（高校育英貸与奨学生及び高等学校奨学生）については、猶予要件が追加されます。

新制度（平成24年度～平成26年度新規採用者）	旧制度（平成23年度までの採用者）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大学、専修学校等に在学するとき（期間：在学中）。</li><li>・ 災害、傷病、その他真にやむを得ない理由により返還が著しく困難となったとき（期間：通算5年が限度）。</li><li>・ <u>年収が130万円以下（本人と生計を一にする者がある場合は、その者の年収を合算し判断します）</u>のとき（期間：無期限）。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 大学、専修学校等に在学するとき（期間：在学中）。</li><li>・ 災害、傷病、その他真にやむを得ない理由により返還が著しく困難となったとき（期間：通算5年が限度）。</li></ul>

注1 提出された書類の審査があり、審査の結果猶予が認められないことがあります。

注2 猶予の理由が続いている場合は、1年ごとに願い出る必要があります。